

令和2年障害福祉サービス等経営実態調査の概要

1. 調査目的

障害福祉サービス等施設・事業所（以下「事業所等」という。）の経営状況を把握し、次期障害福祉サービス等報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査のスケジュール

令和2年6月上旬	調査票発送
6月30日（火）	<u>郵送調査票提出期限</u>
7月10日（金）	<u>オンライン調査票提出期限</u>
11月頃（予定）	調査結果公表

3. 調査対象・調査客体

障害福祉サービス等を実施する全国の事業所等（約12万か所）から、約17,000か所を各サービス別、開設主体、地域性を考慮し、無作為に抽出して客体を選定しました。なお、調査対象のサービス区分は以下の通りです。

・ 居宅介護	・ 重度訪問介護
・ 同行援護	・ 行動援護
・ 療養介護	・ 生活介護
・ 短期入所	・ 重度障害者等包括支援
・ 施設入所支援	・ 自立訓練（機能訓練）
・ 自立訓練（生活訓練）※宿泊型自立訓練を含む	・ 就労移行支援
・ 就労継続支援A型	・ 就労継続支援B型
・ 就労定着支援	・ 自立生活援助
・ 共同生活援助（介護サービス包括型）	・ 共同生活援助（日中サービス支援型）
・ 共同生活援助（外部サービス利用型）	・ 計画相談支援
・ 地域移行支援	・ 地域定着支援
・ 障害児相談支援	・ 児童発達支援
・ 医療型児童発達支援	・ 放課後等デイサービス
・ 居宅訪問型児童発達支援	・ 保育所等訪問支援
・ 福祉型障害児入所施設	・ 医療型障害児入所施設

4. 調査項目

- ・ 令和元年度における収支状況 等
- ・ 令和元年10月におけるサービス提供状況、従事者数 等

5. 秘密の保持

本調査は統計法（平成19年法律第53号）に基づく「一般統計調査」であり、調査票の取り扱い、秘密の保持には万全を期すとともに、ご記入いただきました内容は

本調査の目的以外には一切使用いたしません。

6. 調査票記入に関するお問合せ先

「令和2年障害福祉サービス等経営実態調査」事務局

電話番号（フリーダイヤル） 0120-163-391

※受付時間 平日 9:30～17:30（土日・祝日を除く）

FAX番号 06-7637-1479

調査専用サイト <https://www.shogaifukushi.jp/keiei/>

メールでの問い合わせ jimukyoku@shogaifukushi.jp

調査票返送先 〒530-8213 大阪市北区梅田2-5-25

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

7. 調査に関する厚生労働省ホームページ

◇ 調査実施案内ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service_tyousa/tyousa_00001.html

◇ 障害福祉サービス等経営実態調査のページ

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/shougaihukushi_service_chousa01.html

8. よくある質問

（問）調査票は全ての施設・事業所に届くのですか。

（答）本調査は、全国の事業所等（約12万か所）の中から、無作為に約17,000か所を抽出し、調査票を配布しております。そのため、今回調査票が届かない事業所等もございますので、お手元に調査票が届いた事業所等におかれましてはご協力いただきますようお願いいたします。

（問）地方公共団体や独立行政法人が設置している事業所は回答不要でしょうか。

（答）本調査は、事業所等の経営主体に関わらず調査対象としております。

（問）調査票が届きましたが、回答は郵送で行うのですか。

（答）本調査においては、オンライン及び郵送の二通りの回答方法を用意しております。
なお、現在、政府全体でオンライン調査を推進していることから、インターネット経由による提出方法をご利用いただきますようお願いします。

オンラインで回答する場合は、以下の2つの方法を用意しております。

- ① 調査専用サイトより調査票ファイル（Microsoft-Excel）をダウンロードし、回答を入力・保存後、調査票ファイルを同サイトにアップロードする方法

② 調査専用サイトの回答フォームに直接入力・送信する方法

オンラインによる回答は、

- ・ 紙の調査票より期限が長い
- ・ サポートツール等により省力化が可能
- ・ 入力エラーの発見や修正が簡単にできる
- ・ Q&Aをまとめているので、つまずきやすい回答の確認ができる
- ・ 期限内であればいつでも提出できて、何度でも修正が可能

などのメリットがありますので、是非ご利用ください。

(問) 調査には協力したいのですが、提出期限までに調査票を提出することが難しい場合、どうしたらよいですか。

(答) 調査票の提出期限については、事業所等の事情に応じてできる限り柔軟な対応をいたしますので、調査事務局までご連絡下さい。